あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２５年１２月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

毎年感じることですが、一年が経つのがとても早いことです。もう平成２５年はあと１カ月を残すだけとなりました。１２月は、仕事も忙しくなりますが、忘年会やクリスマス、そして新年の準備と公私に渡って行事ごとも多くて、忙しさに拍車をかけますね。そんな中でゆっくり考える時間は無いのかもしれません。しかし、ほんのちょっとだけでもいいですから、立ち止まって考えてみるのもいいかもしれません。まずは考える種を撒きましょう。それが、新年の頃に芽が出てくるかもしれません。その考える種とは、広い意味の「相続」のことです。漠然とでいいですから、考えてみませんか・・・世代を超えた未来のことを。

遺言書は作ったけれど・・・

今日の相談者は、佐藤智恵さん（仮名・４０歳）、小林明夫さん（仮名・３８歳）、小林俊夫さん（仮名・３５歳）ご姉弟３人です。ご姉弟の父、小林春夫さんは、２か月ほど前に亡くなられたのですが、生前、公正証書遺言書を作成していたのですが、その内容を見て、３人とも愕然としまそうです。なぜなら、春夫さんの遺産は不動産など総額で１億２０００万円程ありますが、「全財産を妻優子に相続させる。」というものでした。相談者の母親は今から８年前に亡くなっており、子供たちの反対を押し切って亡父春夫さんは、現在の妻優子さんと再婚したそうです。そして春夫さんが亡くなる１年ほど前に公証役場で遺言公正証書を作成していました。なぜ、反対を押し切って再婚した人に全財産を渡さなければならないのかという釈然としない気持ちがあり、自分たちに相続財産の取り分は全くないのでしょうかというのが、相談の主な内容です。

これについては、民法で遺留分が定められていますので、ある程度の相続財産は取得できるようになっています。そもそも法が相続という制度を設けて、近親者へ財産の承継をするのは、その近親者（遺族）の生活を維持することも目的の一つになっているといわれています。また、近親者側からすれば、共に生活をしてきた被相続人の財産は、自分たちに受け継がれるべきであろうと言う一種の期待権もあるでしょう。そこで、被相続人の意思を尊重しつつ、近親者の生活権の保障及び期待権の保護を考慮して、両者を調整するものとして遺留分という制度が設けられたと考えられています。

兄弟姉妹を除く法定相続人（子、直系尊属、配偶者）に遺留分は認められ、その割合は、直系尊属のみが相続人の場合は３分の１、それ以外は２分の１となっています。

今回の場合、一人当たりの遺留分の割合は、２分の１×３分の１×２分の１=１２分の１ということになりますので、その金額は１億２０００万円×１２分の１=１０００万円（子供一人当たり）ということになります。

そもそもなぜ春夫さんはこのような遺言をされたのでしょう。いろいろな憶測をすることは出来ますが、遺言をする方も最後の意思表示とはいえ、遺留分あるいは相続税など、相続する方のことも考える必要があるかもしれません。

ここでちょっと豆知識

そもそも相続とは何だろう？

相続とは、亡くなった人の財産上の地位を、家族などの相続人が受け継ぐこと。
亡くなった人を「被相続人」、財産を受け継ぐ人を「相続人」と言います。